

## 第7回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月25日(火)午前11時30分から午前12時00分

2. 開催場所 川西町中央公民館 大ホール

3. 出席委員(9名)

会 長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 新野勝廣

委 員 2番 後藤 満良、3番 高橋 孝博、4番 佐々木 一宏、5番 勝見 和彦

6番 市川 博幸、7番 船山 マサエ、8番 阿部 つや子

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第 9号 非農地証明の結果報告について

第 5 議第 31号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 6 議第 32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)

第 7 議第 33号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

第 8 議第 34号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(所有権の移転)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 内谷新悟、事務局長補佐 高橋光好、主任 竹田智弘、主事 淀野拓也

主事 玉田絵里子

6. 会議の概要

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長となる。)

議長 大沼藤一

ただ今より、第7回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、9名であります。

欠席届のあった委員は、議席1番鈴木秀男委員です。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席2番後藤満良委員、議席3番高橋孝博委員を指名いたしま

す。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より高橋事務局長補佐並びに玉田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

日程第4、報告第9号非農地証明の結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主任 竹田智弘

報告第9号、非農地証明の結果報告について、願い出件数は2件です。2ページをご覧ください。願人●●、大字上小松字西横道、地番1987-1、田439㎡です。非農地となった時期及び事由については、昭和40年に作業場兼畜舎兼居宅を建築し以後宅地として利用してきております。調査員の意見、現地調査の結果上記のとおり相違ありません。令和2年8月18日大沼会長、後藤委員、事務局職員2名。3ページをご覧ください。願人●●、大字中小松字八日町裏、地番2654番1、地目畑19㎡、その他畑4筆含め368㎡となります。非農地となった時期及び事由については、平成9年1月以来、隣接する宅地ともに一体的に宅地として利用しており現在に至っております。調査員の意見、現地調査の結果上記のとおり相違ありません。令和2年8月18日大沼会長、後藤委員、事務局職員2名、以上です。

議長 大沼藤一

本件は、報告案件でありますので、次に進めます。

日程第5、議第31号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

4ページをご覧ください。議第31号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。令和2年8月25日提出、川西町農業委員会会長名、申請件数は1件です。1番申請人●●法定相続人●●、●●、土地の所在大字吉田字茶子ノ目二3221-1、地目田765㎡計田5筆6、992㎡、平成8年3月28日から6年間、10a借賃●●円解約後、貸し直しするものです。以上です。

議長 大沼藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を受理することに決定いたします。

日程第6、議第32号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

5ページをご覧ください。議第32号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和2年8月25日提出、川西町農業委員会会長名、申請件数は3件です。1番●●、●●、大字下小松字深沢2054-28、地目田5、593㎡負債整理、経営規模拡大によるものです。2番●●、●●、大字洲島字田中二3119、畑419㎡贈与、受贈によるものです。3番●●、●●、大字吉田字太郎兵衛5068、田1、630㎡、大字吉田角之橋1313-1、畑429㎡贈与、受贈によるものです。以上今回の申請について、譲受人は農機具一式を所有し、農作業従事日数も150日以上であり、権利取得後の面積も30a以上ですので、農業者の要件を満たしております。よって、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただ今の説明に関して、担当委員より現地調査の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席5番勝見和彦委員より報告願います。

委員 勝見和彦

番号1番については、8月20日に推進委員荒井委員が現地調査しました。今回の申請は負債整理、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺の農地への影響はないと思います。申請の経緯及び農地の状況から見て、総額●●円、10アール当たり●●は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

続いて、番号2番及び3番の件について、議席9番新野勝廣委員より報告願います。

委員 新野勝廣

番号2番について、8月23日に内山委員、番号3は8月11日高梨委員が現地調査をしました。今回の申請は贈与、受贈です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影

響はないと思います。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第7、議第33号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主任 竹田智弘

6ページをご覧ください。議第33号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について下記の者から、農地の転用に伴う許可申請があったので、知事に送付の意見を付せられたい。令和2年8月25日提出、川西町農業委員会会長名、申請件数は2件です。1番申請人●●、大字中小松字片町南2441-14、地目田212㎡、計田736㎡使用目的は遠的場、転用後、弓道の遠的場として使用するものです。番号2番申請人●●、大字洲島字東八反2691-4、田156㎡使用目的は雪置場、転用後、冬期間の雪置場として使用するものです。

1番について、補足資料の3ページが今回の申請地となり、農地区分は第2種農地と判断されます。土地利用計画については、5ページのとおりで隣接する雑種地2筆を併用地として実施します。事業費は●●万円です。雨水については、地下浸透、造成については50cmの盛土を行います。周辺農地への影響もなく許可基準に沿った申請内容です。

2番について、補足資料の8ページの部分が今回の申請場所になります。農地区分は第1種農地と判断され、土地利用計画図については、10ページのとおりです。隣接する原野1筆を併用地として実施します。事業費は●●万円です。造成については40cm盛土を行い、法面に石材を設置して法面の保護を行います。

以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 大沼藤一

次に、現地調査等の結果について、議席2番後藤満良委員より報告願います。

委員 後藤満良

番号1番について、令和2年8月18日大沼会長と私、そして事務局で現地調査をしました。申請の土地は中小松地内にある第2種農地の田です。本申請は、申請人が弓道の遠的場を造成するための申請です。周辺には耕作している農地もなく、隣接地と十分余裕をとって造成を行うものであることから、申請書の内容に問題はないと判断します。

番号2番について、令和2年8月18日に大沼会長と私、そして事務局で現地調査をしました。申請の土地は、洲島地内にある第1種農地の田です。本申請は、申請人が冬期間の雪置場として使用するための申請です。法面を保護しながら40cmの盛土を行う計画で、周辺農地への影響がないため申請の内容に問題はないと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

日程第8、議34号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主任 竹田智弘

7ページをご覧ください。議第34号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う所有権の移転について許可申請があったので、知事に送付の意見を付せられたい。令和2年8月25日提出、川西町農業委員会会長名。

申請件数は1件です。番号1譲渡人●●、●●、譲受人●●、大字上小松字木場西3393-2、畑320㎡、計畑3筆357㎡です。使用目的は宅地で、申請地を譲り受け、住宅を新築するものです。補足資料の13ページをご覧ください。今回の申請地ですが、都市計画区域内にある第3種農地です。農地転用目的は、住宅を新築するもので、工事計画は令和3年7月30日で完了する計画です。土地利用計画図は15ページのとおりで、事業費は●●万円で、金融機関からの融資見込証明書で資金計画を確認しています。

雨水については地下浸透、造成については1m盛り土を行い、L型擁壁の設置により法面を保護します。以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 大沼藤一

次に、現地調査等の結果について議席2番後藤満良委員より報告願います。

委員 後藤満良

番号1番について、令和2年8月18日に、大沼会長と私、そして事務局で現地調査をしました。申請の土地は、上小松地内の都市計画区域内にある第3種農地の畑です。本申請は申請人が申請地を譲り受け、住宅を新築するための申請です。第3種農地であること、造成にあたって法面の保護が十分であること等から、申請の内容に問題はないと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって本案件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

これもちまして、第7回川西町農業委員会総会を閉会いたします。